

税の申告は期限内に

令和5年度分の住民税の申告と4年分の所得税(復興特別所得税含む)の確定申告を受け付けます。

申告は3/15まで

税の種類	申告期限	納期限	問合せ
特別区民税・都民税(住民税)	3/15(水) ※所得税等の確定申告をする方は、住民税・個人事業税の申告は不要です。	普通徴収の場合、年4回(6・8・10・11月の末日)	区役所内 税務課区税第一～第四係 ☎5984-4537
所得税 復興特別所得税		3/15(水) ※口座振替は4/24(月)。	税務署 練馬東☎6371-2332 練馬西☎3867-9711
個人事業税		年2回(8・11月の末日)	豊島都税事務所☎3981-1211
贈与税	3/15(水)	3/15(水)	税務署 練馬東☎6371-2332 練馬西☎3867-9711
個人事業者の消費税・地方消費税	3/31(金)	3/31(金) ※口座振替は4/27(木)。	

※期限を過ぎて申告した場合、5年度住民税の特別徴収税額通知書・普通徴収納税通知書への反映が間に合わない場合があります。

住民税の申告

申告は区役所へ

郵送申告がオススメ!

▶ 住民税の申告が必要な場合

- 練馬区に住んでいる
 - 区外に住んでいて、区内に事務所などがある
- ※いずれも5年1月1日現在。



▲申告判定フローチャート

◀ 次のいずれかに当てはまる場合は申告不要です

- 税務署に所得税の確定申告をする
- 4年中の所得が給与所得のみで、勤務先から区に給与支払報告書が提出されている
- 4年中の所得が公的年金に係る雑所得のみで、年金支払先から公的年金等支払報告書が提出されている(下の「知っておきたい税のはなし」[1](#)参照)

保険料の正しい算定のために期限内の申告をお願いします

国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険の保険料などは、住民税の申告内容に基づき算定します。各保険の加入者で、4年中に所得がなかった方や、所得が一定以下の方は、申告をしてください。保険料の軽減などには世帯全員分の申告が必要です。

▶ 申告書の配布と発送

申告書は、区民事務所(練馬を除く)と税務課(区役所本庁舎4階)で配布するほか、区ホームページにも掲載しています。昨年、住民税の申告をした方などには、2月2日(水)に申告書を発送します。

▶ 住民税の申告は郵送または窓口で

新型コロナの感染拡大防止のため、郵送での提出にご協力をお願いします。次の書類を、税務課に提出してください。

◀ 提出書類

- 住民税の申告書
- 所得や経費の明細が分かるもの(給与所得の場合は源泉徴収票)
- 控除額が分かるもの(医療費控除の明細書(※)、生命保険料・地震保険料・国民年金保険料などの領収書や証明書の原本、社会保険料の支払金額が分かるもの、障害者手帳など) ※住民税の医療費控除・セルフメディケーション税制の明細書は、申告書を郵送する場合に同封します。また、区ホームページにも掲載しています(下の「知っておきたい税のはなし」[2](#)参照)。
- マイナンバーカードまたはマイナンバーが記載された住民票の写しなどと本人確認書類 ※郵送の場合は写し(マイナンバーカードは両面)を提出してください。

● 申告窓口

場所	日程(土・日曜、祝日を除く)	時間
税務課(区役所本庁舎4階)	2/16(水)～3/15(水)	8:30～17:00
石神井庁舎5階	2/16(水)～28(火)	9:00～12:00 13:00～16:00
東大泉中央地域集会所	2/16(水)・17(金)	
早宮・上石神井南地域集会所	3/2(木)・3(金)	
大泉北地域集会所	3/6(月)・7(火)	
光が丘区民センター2階	3/8(水)～10(金)	
関区民センター		

※体が不自由な方を除き、車での来場はご遠慮ください。

問合せ 区税第一～第四係☎5984-4537



所得税・消費税・贈与税の確定申告

申告は税務署へ

ネット申告がオススメ!

▶ 確定申告書はスマホで作成・提出できます

国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーでは、スマホで確定申告書を作成できます。さらに、マイナンバーカードまたは税務署で発行するID・パスワードがあれば、スマホで提出することもできます。



◀ スマホでもっと便利に

- スマホのカメラで撮影すると源泉徴収票の内容を自動入力できる!
- 青色申告決算書・収支内訳書がスマホで作成できる!
- マイナポータルで医療費やふるさと納税などのデータが自動入力できる!

▶ 税務署の確定申告書作成会場は2/1(水)～3/15(水)に開設

受付時間は、午前8時30分～午後4時です(相談は午前9時15分から)。申告書の提出のみの場合を除き、入場には整理券が必要です。整理券がなくなり次第、受け付けを終了します。※体が不自由な方を除き、車での来場はご遠慮ください。 ※区内全域の方を対象に、練馬東税務署で2月19日(日)・26日(日)に申告書の受け付けと作成の相談を行います。

◀ 整理券の入手方法

- LINEで事前に申し込み
国税庁のLINEアカウントを「友だち」に追加して手続きを行うと、事前に整理券を入手できます。 ▶ [アカウント名](#): 国税庁
- 当日会場で申し込み



▶ にせ税理士にご注意ください

税理士資格のない者が税務相談などを受けることは、法律で禁止されています。税理士バッジ・証票を確認してください。

▶ 税理士による無料申告相談会

小規模納税者の所得税(復興特別所得税を含む)と消費税、年金受給者と給与所得者の所得税の申告が対象です。土地、建物、株式などの譲渡所得と退職所得は除きます。

入場には整理券が必要です。整理券がなくなり次第、受け付けを終了します。

◀ 整理券の入手方法

- 電話・インターネットで事前に申し込み

練馬東税務署管轄区域	練馬西税務署管轄区域
☎6630-4730	☎6630-4731

※電話予約は、午前9時～午後5時に受け付けます。

● 当日会場で申し込み

管轄	日程(土・日曜を除く)	受付時間	場所
練馬東 税務署	2/6(月)まで	9:30から	光が丘区民センター2階
	2/7(火)～9(木)		ココネリ3階
練馬西 税務署	2/3(金)まで	9:30～11:30	関区民センター
	2/7(火)～10(金)	13:00～15:30	石神井庁舎5階

※体が不自由な方を除き、車での来場はご遠慮ください。 ※会場で作成した申告書等の提出もできます。管轄区域が異なる場合は、管轄の税務署へ提出(郵送可)してください。

問合せ 練馬東税務署☎6371-2332、練馬西税務署☎3867-9711

知っておきたい税のはなし

1 公的年金等を受給している方へ

◀ 所得税

4年中の公的年金等の収入が次のいずれかに当てはまる場合は確定申告が必要です。

- 公的年金等の収入金額が400万円を超える
- 公的年金等の収入金額が400万円以下で、それ以外の合計所得が20万円を超える
- 外国の法令に基づく公的年金等を受給している

※確定申告が不要な場合でも、還付を受けるために、確定申告をすることができます。

◀ 住民税

確定申告が不要な場合でも、公的年金等に係る雑所得以外の所得がある場合や、控除内容に変更・追加のある場合は住民税の申告が必要です。

2 医療費控除を申告する方へ

医療費控除の申告を行う場合は、「医療費控除の明細書」の提出が必要です。領収書の添付などでは受け付けられませんのでご注意ください。領収書の提出は不要ですが、自宅で5年間保存してください。

◀ 「医療費のお知らせ」も医療費控除の申告手続きに使用できます

国民健康保険に加入中で、4年中に医療機関を受診した方へ2月10日(金)ごろ発送します。お知らせが届かない場合は、ご連絡ください。

3 上場株式等の所得に係る課税方法の選択について

特定配当等・特定株式等譲渡所得について、確定申告とは別に住民税の申告をすることで、所得税と異なる課税方法(申告不要制度、申告分離課税、総合課税(配当所得のみ))を選択できます。納税通知書が届く前に専用の住民税申告書で手続きをしてください。専用の住民税申告書は、税務課で配布

するほか、区ホームページにも掲載しています。 ※4年中の配当所得・株式等譲渡所得が特定配当等・特定株式等譲渡所得のみで、その全部を申告不要とする場合、確定申告書で住民税の申告不要を選択できます。

4 主な税制改正のお知らせ

住宅ローン控除の入居に係る適用期限の延長や、成年年齢引き下げに伴う住民税の非課税判定の年齢などが改正されました。詳しくは、区ホームページをご覧ください。



5 ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用除外について

医療費控除などの確定申告書や住民税申告書を提出する場合、地方公共団体に対するその年の寄付が6カ所以上の場合は、ワンストップ特例(確定申告を行わず、住民税から寄付金税額控除を受けられる特例)の適用は受けられません。確定申告で控除の適用を受けてください。

6 ふるさと納税の申告手続きについて

地方公共団体が発行する「寄付金の受領書」の代わりに、特定の事業者が発行する「寄付金控除に関する証明書」でふるさと納税の寄付金控除の手続きができます。事業者の一覧は、国税庁ホームページをご覧ください。



1 2 4の所得税、6について…
練馬東税務署☎6371-2332、練馬西税務署☎3867-9711
問合せ 1 2 4の住民税、3 5について…
区役所内区税第一～第四係☎5984-4537
2の「医療費のお知らせ」について…こくほ給付係☎5984-4553

